

平成20年分「公的年金などの源泉徴収票」の交付について

老齢年金は、所得税法の規定上「雑所得」として取り扱われ、所得税の課税対象となります。

そのため、社会保険業務センター（社会保険庁）では、国民年金や厚生年金の老齢年金受給者に対し、平成20年分の年金の支払総額、社会保険料の金額、源泉徴収税額および控除内容を記載した「公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬から下旬にかけて送付します。

障害年金や遺族年金は非課税のため、源泉徴収票は送付されません。

※「社会保険料」とは、年金から特別徴収された介護保険料および国民健康保険税（または長寿医療保険料）の合計額です。

○確定申告について

2つ以上の年金の支払に対して「扶養親族等申告書」を提出されている方や、年金以外に給与などの所得がある方などは確定申告を行わなければなりません。

また、確定申告が義務付けられていない場合でも、源泉徴収において控除を受けることができなかったために、源泉徴収税額を納め過ぎとなっているときは、その税額の還付を受けるために確定申告をすることができます。

このときの添付書類のひとつとしてこの源泉徴収票が必要となります。

※確定申告が必要かどうかについては、税務署などにお尋ねください。

○源泉徴収票の再交付について

「公的年金等の源泉徴収票」の再交付については、住所地を管轄する社会保険事務所または、岐阜年金相談センターで行いますので、申請の手続きをしてください。

また、年金受給者本人、もしくは配偶者の場合は、電話による再交付の申し込みができますので、「ねんきんダイヤル（☎057-07-1165）」または住所地を管轄する社会保険事務所へお問い合わせください。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

※平成20年中に亡くなられた方の「公的年金等の源泉徴収票」は送付されませんので、再交付の申請と同様に発行手続きをしてください。ただし、平成20年中に亡くなられた方の源泉徴収票の交付には1カ月程度かかります。

国民年金

〈問合先〉

岐阜南社会保険事務所

☎273-6161



消・防・署

火の用心



羽島郡広域連合 ☎388-1195

暖房器具の取り扱いにご注意を

冬の到来とともに、さまざまな暖房器具を使用している家庭も多いのではないのでしょうか。

ストーブやこたつ、電気カーペットなどの便利で扱い易い暖房器具がたくさんあります。しかし、その取り扱いで注意しなければならないこともたくさんあるということを忘れないように心掛けてください。

○ストーブ

電気や石油、ガスを使用したものが普及しており、

最近では時間が経つと自動的に消えるものもありますが、ストーブをつけたまま寝こんでしまったり、洗濯物をストーブの上に干すのは大変危険です。

また、石油ストーブに給油する際は、必ず火を消してから行いましょう。

○電気カーペット・こたつ

電気コードが家具などの下敷きになると配線が切れ、火災につながる危険性があります。タコ足配線も発熱の原因になります。

また、長時間こたつに入っていると低温火傷を起こすことがあるので注意しましょう。

暖房器具の性能が上がってきていても、それを扱う人が正しい取り扱いをしないと、火災や思わぬけがにつながる可能性があります。

大切な家族を守るためにも暖房器具の取り扱いに十分注意しましょう。